

## 第73回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 令和8年3月19日（木）午後1時30分～午後3時10分

場 所 大磯町本庁舎 4階第1会議室

出席者 委員）大田委員（会長）、二宮委員（副会長）、平塚委員、渡部委員、高橋委員、小林委員、石井委員、富沢委員、野崎委員 以上9名  
事務局）小瀬村都市建設部長、露木河川・下水道課長、杉山係長  
傍聴者）4名

- 都市建設部長あいさつ
- 会長あいさつ
- 議事

事務局

「大磯町下水道運営審議会規則第6条第2項」の規定により、会議開催の定数に達しておりますので、このまま会議を開催させていただきます。

本日の審議会の議事としましては、(1)「公共下水道使用料の改定について」、(2)「大磯町公共下水道事業経営戦略の策定について」でございます。

なお、審議会につきましては、議事録を作成するために録音をさせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、大田会長、審議会の公開についての確認と会議の進行について、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、まず、議事に入ります前に、会議の公開について、委員の皆様のご意見をお諮りしたいと思います。

本日の議事は、「公共下水道使用料の改定について」と、「大磯町公共下水道事業経営戦略の策定について」となっております。

個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議 長

それでは、委員の皆様から承認されましたので、本日の会議は公開といたします。事務局に、伺います。本日傍聴希望者はいられますか。

事務局

4名いらっしゃいます。

議 長

では、事務局、傍聴人を会議室に入室させてください。傍聴者の皆様にお知らせします。机の上にあります「会議の傍聴要領」をご覧ください、遵守事項を守って傍聴くださるよ

うお願いいたします。

それでは、引き続き議事に入らせていただきます。議事に入るにあたり、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議長

それでは、本日の議事であります（１）「公共下水道使用料の改定について」事務局より説明してください。

事務局

それでは、議事（１）「公共下水道使用料の改定について」ご説明いたします。

前回の審議会で、今後の下水道事業の経営を維持するための改定率として、直近の改定予定である令和9年4月については、20%というパターンC-3という案のご提示をいただきました。前回資料と同様の形式で取りまとめたパターンC-3の試算状況や、グラフ等について作成し、本日別紙の形でご用意しておりますのでご確認いただければと思います。

本日の審議会と次回の審議会において、これまでに決定した改定率20%を実施するため、下水道使用料の料金表をどのように改定するか検討を進めていくことを予定しております。

それでは、資料をもとに説明させていただきます。

まず、下水道使用料の制度の概要から見ていきます。

下水道使用料は、家庭や事業所から出る生活排水や事業所排水量に応じて、町の使用料条例により徴収するものです。徴収した下水道使用料は、下水道施設の維持管理費や、下水道管等の建設のために借り入れた資金の返済費である資本費に充てられます。

また、公営企業の原則として、事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されており、下水道使用料の収入をもって、下水道の維持管理費等を賄う必要があります。

また、以前の審議会の中でお伝えしましたが、下水道事業の費用のうち、「雨水」に係る費用は「公費」で、汚水に係る費用は「私費」で賄うことが原則になっております。下水道使用料は、この汚水に係る経費を賄う「私費」にあたり、下水道施設を利用している方に、汚水処理経費を負担していただく必要があるという考え方になっております。

下水道使用料を徴収し、経営に充てることの法的な根拠について簡単に触れますと、地方財政法の中で、公営企業の経営について、3行目の部分ですが、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない、という定めがあります。

また、地方公営企業法においても、料金の徴収について定めており、特に第2項では、料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならず、と定められております。

下水道法の中の定めとしては、「公共下水道管理者は、条例により使用者から使用料を徴収することができる」と規定しております。

そして、その具体的な使用料徴収を定めた条例が、「大磯町公共下水道使用料条例」です。

使用料の徴収について、使用料は2か月ごとに徴収すること、また、使用者が排除した排水量に応じて算出することと定められており、この条例の中に料金表となる別表1、2も定められております。審議会の検討の中では、この料金表の改定の仕方について検討をしております。

ここからは、下水道使用料の体系について、どのような種類があるのか、その考え方について触れてみたいと思います。

下水道使用料にはいくつかの考え方がありますが、まずは、上段の「一部使用料制」です。これは一つの方式の料金制を採用しているもので、基本使用料制や従量使用料制などがあり

ます。

次に二部使用料制です。下水道使用料はこちらの二部使用料制を採用していることがほとんどで、基本使用料と従量使用料制を組み合わせるような形です。

基本使用料は、使用水量の有無に関わらず賦課されるもので、従量使用料は、排水した水量に応じて賦課するものとなっています。

こちらは、一部使用料制と二部使用料制のパターンをグラフに表したものです。

一部使用料制のグラフをみていただきますと、料金のあげ方の設定方法にいくつか種類があることがわかります。

大磯町は、下の段の二部使用料制を採用しています。二部使用料制は、グラフの下の部分に緑色の帯がありますが、まずすべての使用者に固定料金をかけ、その上で、青い棒の従量料金を賦課する方法です。

固定部分の費用の設定の仕方には、基本料金を定める基本料金型と、基本水量を定める基本水量型のパターンがあります。

本町は、このグラフの右側の、基本水量型の従量部分の逡増型を採用しております。

ここで、二部使用料制の中に出てきた、「基本水量制」と「基本料金制」について見てみたいと思います。

先ほどの二部使用料制のグラフの緑色で表されていた部分が、固定費に相当する金額を表した部分でしたが、この部分についての考え方が二種類あり、基本水量を設ける基本水量制と基本料金を設定する基本料金制です。

まず、基本水量制ですが、基本使用料の対象として、基本水量を設けるものです。0 m<sup>3</sup>から一定の水量までを基本水量とし、その範囲内であれば従量賦課されることなく、使用料が定額となるものです。本町を含め、県内のほとんどの自治体がこの基本水量制を採用しており、基本水量の基準も一か月あたり8 m<sup>3</sup>、二か月で16 m<sup>3</sup>を基本水量としています。

基本水量は、日常生活の上で最低限必要な排水量を考慮して設定するための方式として始まり、下水道事業が始まったころ、公衆衛生の向上を主眼としていた時代に、導入された考え方でもあります。

基本水量制は、基本水量の範囲内では水量に関わらず固定的な使用料収入が得られるため、事業の運営には有利な制度である一方、基本水量の範囲の中では、使用料の多寡に関わらず、一定の料金となるため基本水量の上限に満たない使用者が不公平感を抱く可能性があります。

また、本町を含め、県内の多くの自治体が基本水量の設定m<sup>3</sup>が同じ水量になっておりますが、これは、県営水道が令和6年度まで採用していた基本水量と同等の水量となっています。

現在、県営水道は料金制度の大きな変更を行い、基本水量の設定の考え方を含め、大きく改定をしており、多くの県内下水道事業が採用している基本水量の設定の拠り所がなくなっている状況といえます。

次に基本料金制です。

基本料金制は、基本使用料の設定において基本水量を設けず、一定額の基本料金と、使用した水量に応じて賦課する従量使用料を組み合わせたものです。

基本水量制のように、少量排水者が、それ以上の使用量の使用者と同額の料金を負担することはないため、不公平感を抱かせるといことがないというメリットがある一方、基本料金の金額の設定の仕方によっては、基本水量制に比べ、固定的収入が減少する可能性があります。

本町の下水道料金は、下水道事業スタート時の平成4年に制定され、これまで5回の改定を行ってきました。

20 m<sup>3</sup>あたりの単価は、最終の改定を行った令和元年（平成31年）の時点で1.7倍になっています。

こちらの表は、町の現行の料金体系です。基本水量が、0～16 m<sup>3</sup>の部分で、基本使用料として1,790円としています。17 m<sup>3</sup>以降は、使用水量に応じた従量使用料単価が設定されており、逡増度が一番右に記載されているように設定されています。排水量の多い区分ほ

ど、高い料金となっています。過去においての改定では、この料金体系自体の変更は行われず、料金の単価の改定のみ行われてきました。

直近の料金改定である、令和元年（平成31年）では、平均8.6%の値上げがなされており、各排水量区分での改定前後の単価は表のようになっております。

少量排水の方の改定率を低めに、排水量が多くなるにつれて改定率も高くなる傾向にある改定を実施しました。

こちらは、本町の令和6年度の料金収入の、料金表の水量区分ごとの分布を表した表です。

令和6年度の使用料収入の全体額が約3.2億円となっておりますが、表の一番上と二段目の部分が0<sup>m</sup>～16<sup>m</sup>までの基本水量料金部分となり、固定的収入といえる部分ですが、収入全体の約8%、40<sup>m</sup>までの水量区分の使用料までで約32%を占めています。そのほかの特徴としては、2,000<sup>m</sup>以上の大口排水が、約5,400万円に上っている状況です。

ここからは、本町の下水道使用料の状況を、徴収に関する項目ごとに、令和元年からの6年間の推移をグラフにしたものです。

簡単に本町の使用者の特徴を見ていきたいと思えます。

まず、調定件数です。調定件数とは、使用料を賦課した件数のことで、原則的に2か月に1回、1水栓ごとに1件という形でカウントするものです。

1世帯が1年間契約していると、基本的には年6件の調定が発生するということとなります。

一番左の0<sup>m</sup>が、使用中の状態にあるものの、排水量が0<sup>m</sup>の件数です。基本水量の区間の1～16<sup>m</sup>の件数は、この6年間で上昇している傾向にあります。17<sup>m</sup>～40<sup>m</sup>の調定件数も上昇しております。

しかし、それ以降の41<sup>m</sup>以上の調定件数は、横ばいで推移しています。

この数年間で供用開始した区域や新規に接続のあった水栓が、排水量40<sup>m</sup>以下の一般家庭が大半を占めているということがわかります。

こちらは、調定件数の水量区分ごとの分布を円グラフにしたものです。40<sup>m</sup>以下の調定件数は全調定に対し、約70%を占めております。

60<sup>m</sup>以下と考えると約90%を占めており、使用者のほとんどが一般家庭の排水と考えられます。

続いて、排水量の推移を表したグラフです。

調定件数とほぼ同じような特徴を示しており、基本水量の区間の1～16<sup>m</sup>の排水量は、この6年間で微増している傾向にあり、17<sup>m</sup>～40<sup>m</sup>の排水量は増加している状況が確認できます。

こちらは、排水量区分ごとの分布を円グラフにしたものです。

先ほどの調定件数では、40<sup>m</sup>以下の区分が約70%を占めていたのに対し、排水量では38%にとどまっていることがわかります。

また、60<sup>m</sup>以下の区分で見ますと、調定件数では約90%を占めていたのに対し、67%まで下がることになります。

41～60<sup>m</sup>の区間は、すべての排水量区間の中でもっとも排水量が多く、突出したとはいえませんが、ボリュームとしては最も厚い部分といえます。

さらに、調定件数の割合では、わずか0.2%であったひと月あたり2,000<sup>m</sup>以上の区分は、排水量で見ますと、9%にのぼることがわかります。

続いて、料金収入の推移を表したグラフです。

料金収入の増減推移を見てみましても、調定件数、排水量と同様に、1～40<sup>m</sup>の区間では、増加傾向ですが、他の区間については横ばいとなっております。

こちらのグラフからも、40<sup>m</sup>以下の一般家庭の排水が拡大しているという状況がわかります。

こちらは、料金収入ごとの分布を円グラフにしたものです。

40<sup>m</sup>以下の区間について、調定件数では68%を占めていましたが、料金収入の割合で見ますと34%程度にとどまります。また、60<sup>m</sup>以下の区間で見ますと、調定件数は90%を占めていたものの、料金収入の割合では、59%まで下がることになります。

2,000 m<sup>3</sup>の区分では、調定件数では 0.2%ですが、料金収入に換算しますと、逓増度の影響もあり、17%を占めており、これは、30 m<sup>3</sup>以下の使用者からの料金収入とほぼ同額となっております。

本町の状況を大まかにまとめますと、60 m<sup>3</sup>以下の一般家庭の利用者は、全体の 90%を占めていますが、使用料の収入としては、59%程度であり、中でも 30 m<sup>3</sup>以下の排水者の件数が多いものの、料金収入に占める割合は低いものになっています。

また、2,000 m<sup>3</sup>以上の大口の排水者は、件数としては全体の 0.2%なのに対し、収入としては 17%を占めており、全体の収入に対する影響力が大きいということがわかります。

本町の大まかな収入の構造がわかったところで、ここからは、使用料改定の基本事項について見ていきたいと思えます。

下水道使用料を考えるにあたって、手引きとして活用されている「下水道使用料算定の基本的な考え方」というものがありますが、その中で示されている下水道使用料の算定フローを見てみます。上半分が、「使用料対象経費等の算定」のステップです。経営状況から見て、下水道使用料収入が十分であるのか、不足しているならばどの程度足りていないのか、ということをはっきりと、改定率を考えるステップとなります。図ではグレーで表示しており、ご承知のとおり、前回までの審議会及び経営戦略の中で検討が完了している部分となっております。

下半分の緑色の部分が、「使用料体系の設定」を示している部分で、本日と次回の審議会で検討していく部分となります。

項目としては4つあります。a)使用料対象経費の分解、b)使用者群の区分、c)使用料対象経費の配賦、d)使用料体系の設定 です。

お示したステップについて、それぞれどのようなことを検討するか、見ていきたいと思えます。

まず、1の使用料対象経費の分解です。

下水道使用料で賄うべき費用を、需要家費、固定費、変動費に分解します。

需要家費とは、排水量に関わらず、公共下水道を使用しているということだけでかかる費用のことで、料金徴収などの検針に係る費用や徴収のための費用などです。

固定費とは、減価償却費などに代表される資本費や、人件費などの固定的な費用です。変動費は動力費や流域下水道の負担金などが相当します。

次に2の使用者群の区分です。

排水量に応じて、いくつかの水量区分を設定します。現在は、基本水量の区分を含め、9区分に分類されています。この区分の数の設定や、m<sup>3</sup>数の刻み方などが関係します。

3の使用料対象経費の配賦です。

使用料で賄うべき経費のうちの、1で行った需要家費、固定費、変動費と分解したものを、2の使用者区分にどのように配賦するか考えるというものです。

「需要家費」はすべての使用者に関わるものであるため、全額基本使用料とし、各使用者に均等に配賦されるべきものです。

「固定費」は、基本使用料と従量使用料に配賦します。基本使用料に配賦する場合は、各使用者に均等に配賦します。従量使用料は、水量区分ごとに調整して配賦することになります。

「変動費」は全額従量使用料として、各使用者に均等に配賦します。

4の使用料体系の設定です。

使用料対象経費の配賦を受けたのちに、基本使用料及び基本水量の有無、累進の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い、使用料体系を構築することとなります。

こちらは、先ほどお話しした考え方をフローにしたものです。

一番上に青の維持管理費と緑の資本費があります。維持管理費は、変動費と需要家費に分けることができます。変動費は従量使用料に回ります。需要家費は基本使用料に回ることとなります。

つづいて、緑色の資本費です。

資本費は固定費にあたり、先ほどの青色の維持管理費の一部、人件費等も固定費にあたるものがあります。

これらは、基本使用料で賦課すべきものとなりますが、固定費の額は使用料対象経費のかなりのパーセンテージを占めることが多く、すべてを基本使用料で賄うことは困難であり、基本使用料で賄う割合を定め、残りは従量使用料で賄うということになります。

こちらは、ただいまのフローをイメージ図にしたものです。

需要家費と固定費を基本料金に配賦しますが、固定費を全額、基本料金に配賦すると、左の図のように基本料金が大きく、特に少量排水者にとっては、これまでよりも大きな負担を強いることとなるため、固定費の一部を従量料金へ配賦する必要がでてきますが、その割合をどのように設定するかという判断が必要になります。

こちらは、今ご説明した、下水道使用料で賄う経費の配賦の仕方を考えるにあたっての検討のポイントについて、現在の本町の料金表に落とし込んだものです。

赤枠で囲ってある一番左の部分が基本使用料の部分で、需要家費や固定費を賄うこととなりますが、どの程度基本使用料で負担するのか、基本使用料の金額をどの程度に設定するのかということを検討する必要があります。また、当町の基本使用料は、現在 16 m<sup>3</sup>までを基本水量とした基本水量制を採用していますが、基本料金制へ移行するかの検討が必要です。

続いて、真ん中の部分の従量使用料単価の部分です。

水量区分について、このままを維持するか、さらに細分化するか、などが検討事項となります。

その右側、単価の部分です。どのような単価を設定するか、それぞれの逡増度をどのように設定するか、という点があります。

最後に、一番下の公衆浴場汚水です。現在、当町ではこちらを適用しているところはなく、これまでの改定においても変更はしておりません。

続いて、検討項目ごとの検討方針について触れてみたいと思います。

まず、企業経営の安定化です。

経営にとって安定的な収入を得やすい料金体系という側面で考えますと、基本使用料部分である、すべての使用者から徴収する部分の割合を高めることで、排水量の増減に影響されにくく、経営としては安定的な収入を見込みやすくなります。

現在の本町の基本使用料と従量使用料の割合は、「下水道使用料算定の基本的考え方」で示されている算定例とほぼ同等の 30%程度の基本使用料となっています。

今回の検討では、経営の安定を図るという観点からは、基本使用料で固定費を回収することが理想であり、本来さらに高い基本使用料の設定が必要となりますが、現実的ではないことから、現状と同程度の 30%程度の基本使用料を維持するというを基本方針としたいと思います。

2段目の項目、少量排水者への配慮です。

ここで検討課題となるのは、基本水量制を継続するのか、基本料金制へ転換するのか、という点です。

「下水道使用料算定の基本的考え方」では、最低限の生活を保障する排水量を考慮する場合でも、基本水量制ではなく、対象とする水量区分について、使用料単価を抑制的に設定した従量使用料を基本使用料に加えた使用料体系とすることも、有力な選択肢であるとされています。

また、基本水量制を採用しており、16 m<sup>3</sup>以下の少量排水者は従量制の考えが入っていないことから、相対的に負担が高くなっています。

これを踏まえ、少量排水者へ配慮した体系の検討として、基本水量制から基本料金制の採用について検討します。

少量排水者への配慮の2点目は、現状、相対的に負担が高くなっている少量排水者に配慮するためには、従量使用料の逡増度の設定について検討する必要があります。

本町では、逡増型従量使用料制度を採用しています。それに対して、現状より過度な負担増とならないよう、少量排水者に配慮し、最低従量単価の見直しについて検討する必要があります。

ります。

また、今後大口使用者の接続促進のため、最高従量単価についても検討が必要です。

3点目は、従量使用料の水量区画の設定です。

「下水道使用料算定の基本的考え方」では、水量区分を概ね3～9段階としており、排水需要実態等を考慮して、使用料単価を決定することとされています。

本町では、従量使用料の水量区分を7段階に設定しています。現状では、100 m<sup>3</sup>までの区分について、約20 m<sup>3</sup>ごとに区分設定されていることから、今回は現状をベースに検討をしていきたいと思えます。

最後に、用途別使用料についてです。

用途別使用料の設定をどのようにするかですが、本町では、現状公衆浴場用のみを設定しております。

物価統制令により、公衆浴場の入浴料の統制が継続しているため、今回の改定検討の対象外とします。

このような検討項目を念頭に、新たな料金体系の検討を進めていきますが、具体的な数値目標としては、令和6年度の実績をベースに、経営戦略で令和12年度に見込んでいる使用料収入が確保できる料金体系の検討を行います。

使用料収入の金額ベースでは、令和6年度に約3.2億円だったものを、令和12年度で約3.9億円にしていく目標を立てておりますので、この収入が確保できる料金体系を検討していきます。

それでは、具体的に、料金体系を検討する上で必要となる、経費の分解と基本使用料の試算を行ってきたいと思えます。

令和6年度の事業費用を、基本使用料の対象となる固定費と需要家費に、従量使用料の対象となる変動費に経費の分解を行いました。分解にあたっては、「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、行っています。

まず、グラフの右側をご覧ください。令和6年度の決算値から算出している分解結果です。

使用料対象経費が328,924千円で、そのうち、需要家費として計上するのは、3.9%にあたる12,825千円で、こちらは基本使用料に充てるべきものです。

次に、固定費は、230,145千円で、使用料対象経費の70%を占めるものになっています。こちら性質としては基本使用料に充てるものです。

次の変動費は、85,954千円で、26.1%です。こちらは従量使用料にあてるものとなります。

これが、20%の改定後の令和12年度使用料対象経費は、395,500千円となり、需要家費は15,425千円、固定費は276,850千円、変動費は103,225千円となります。

このように分解した基本使用料にあてるべき金額を、年間の調定件数で割り返しますと、令和12年度は、1調定あたり、4,537円となり、現行の基本使用料1,790円の2.5倍となります。

これは、固定費全額を基本使用料で賄うよう計算している状態ですので、このような大きな金額となっております。固定費全額を基本使用料で賄うことにより、安定した事業運営が可能とはなりますが、少量排水者に対しては非常に大きな負担をお願いすることになります。

このため、固定費については、現状と同様、使用料30%程度を一つの目安にしてみました。このため、固定費30%を基本使用料とした場合、1調定あたりの基本使用料は、1,945円となります。

それでは、ここからは、それを踏まえて、具体的な改定パターンをいくつか比較してみたいと思えます。

パターン1は、現行と同一の基本水量を設定し、基本料金を設定しない方式で、改定率20%を行ったものです。逡増率も現行のものと同じように設定し、基本水量料金部分の改定率が8.7%と平均改定率よりも低く、大口利用者は高いような設定になっています。

パターン2は、基本水量を設定せず、基本料金を設定します。

現行の基本水量区間と大口の排水者の部分を逡増度が抑えられた設定になっています。

パターン3は、基本水量の $\text{m}^3$ である16 $\text{m}^3$ 使用したときに、現行とほぼ同額にある基本使用料を設定したものです。

1～15 $\text{m}^3$ までは、従量使用料での計算となることで、負担が減っている一方、大口利用者への負担が増す結果となっています。

パターン4は、詳しい設定根拠は、次ページに記載されているとおりで、詳細な説明は省略しますが、設定されている数値としては、基本使用料の締める割合を17%にまで下げることにより、基本料金が1,070円になっているものです。現行の基本水量の区間の使用者と大口使用者の負担を抑えるものとなっています。そのため、60 $\text{m}^3$ 以上の階層の負担が増加しています。

これ以降は、各パターンの1 $\text{m}^3$ ごとの見込みの料金を表にしたものです。資料として掲載しております。少しお進みいただき、33ページをお開きください。

こちらは、先ほどのパターン1～4について、各使用水量の区分ごとに、単価設定がどのようなになっているかと、増減額、改定率を示しております。

一番下の段は、年間の見込みの使用料収入となっており、どのパターンにおいても目標とした使用料収入と同程度の金額を確保するように設定されています。

続いて、こちらはパターン別の1調定あたりの使用水量使用料の比較表です。

使用料の欄は、それぞれの使用水量の際に、下水道使用料がどの程度になるかを比較しているもので、その隣の増減額は現行からの金額差を表し、改定率の部分は、現行から何%増減しているかを表しています。

パターン1とパターン2は、基本使用料にあてる固定費の割合を同程度にしているため、かなり似通った数値となっています。

パターン3については、16 $\text{m}^3$ の利用者が、現行の基本料金の額と同程度となる設定をしておりますので、15 $\text{m}^3$ 以下の使用料は、現行よりも減額になる結果となります。

パターン4についても同様ですが、基本料金の設定が現行よりもかなり低く設定されていることから、より、少量排水者の使用料が減額となっております。

次は、先ほどの表をグラフにしたものです。

パターン別の水量の逓増率を確認いただけるものとなっています。

先ほどご覧いただいたものは、基本となる改定検討のパターンでしたが、ここからは、それぞれの派生形のパターンとして作成しています。

比較の資料としてご覧いただければと思いますので、簡単にピックアップしてご説明いたします。

こちらの表に記載しているパターン12～14は、先ほどのパターン1、現行の体系とほぼ同一で、基本水量制を継続した際の検討パターンをもとにして作成しました。

パターン12は基本使用料の割合を引き上げ、16 $\text{m}^3$ までの料金を2,270円にしたものです。基本使用料を高くしたことにより、従量料金の増加は一律16.5%と抑えられた形になっています。

パターン13は、基本使用料の割合を33%にしたことにより、現行の基本使用料から20%増収する数値になっています。同じく、従量使用料の部分も約20%ずつの改定をするものです。

これらの数値の比較を41ページで見えます。

パターン1は、基本水量部分は8.7%の増加で料金にして155円の増加ですが、17 $\text{m}^3$ 以降の従量使用料の部分は25%の増加が必要となります。

パターン12は、基本水量部分が26.8%の増加で、料金にしますと480円の増加をします。一方従量使用料部分は改定率が抑えられ、16.5%の増加となっています。

パターン13は、基本使用料部分も20%増加、従量使用料部分も20%増加しています。

具体的な料金にあてはめた表がこちらです。

基本水量部分の設定の仕方により、従量使用料の改定率が変わるため、金額にすると $\text{m}^3$ 数が大きいほど大きな金額差がでてきます。

こちらは、先ほどのパターン1と12～14をグラフに表したものです。

逡増率の違いにより、大口排水者の使用料にかなり違いがある結果となっています。

次に参考資料として作成した改定のパターンは、基となる4パターンでお示した、パターン2の派生形といえるものです。

パターン2がこれまでの料金体系のとおり、少量排水者の方が改定率が低かったのに対し、こちらのパターンの作成の狙いは、例えば、子育て世帯などが多い40～60 m<sup>3</sup>の区分の使用者の改定率の負担割合を軽減する方策はあるのか、というところから作成しました。

こちらのパターンは、基本水量を設定せずに、基本料金を設定し、逡増度に手を加えてパターンを作成しております。

パターン 22 と 24 を例にとってみますと、基本料金の設定をそれぞれ 1,070 円と 1,430 円に設定しています。

現行の基本水量相当の額よりも低額となっておりますが、60 m<sup>3</sup>までの排水者へ配慮するためには、基本料金の設定も小さくせざるを得ないため、このような金額設定になります。

パターン 22 と 24 の比較は、49 ページをご覧ください。

パターン 22 は、基本料金がマイナス 40%の設定となり、60 m<sup>3</sup>までの設定を抑えた形にしておりますが、その分 61 m<sup>3</sup>以降の改定率が非常に高いものになります。

パターン 24 は、基本料金がマイナス 20%の設定で、その分 60 m<sup>3</sup>までの改定率を 16%ほどに抑えることができますが、やはり、61 m<sup>3</sup>以降の改定率が 40%と急激なものになります。

金額に表したもので比較してみます。パターン 22 は、40 m<sup>3</sup>の使用者の方は、16.7%の増額、60 m<sup>3</sup>で 20%ですが、80 m<sup>3</sup>になりますと、31%の改定が必要となります。

パターン 24 で見てみますと、40 m<sup>3</sup>で 17.7%、60 m<sup>3</sup>でも 17.3%に抑えられますが、200 m<sup>3</sup>以上の使用者は 35%を超える改定率となります。

こちらは、先ほどの現行と 21～24 をグラフに表したものです。

真ん中のグラフのあたりの少量排水者と大口使用者の間の階層の料金に開きがある結果となっています。

ここまで、多くの改定パターンの提示をしながら、いろいろと説明をさせていただきましたが、簡単に改定パターンをまとめますと、

まずパターン1は、現行と同様の「基本使用料 30%：従量使用料 70%」の構造で、基本水量制を継続し、年間使用料収入が 20%増加する改定となっております。これが、基本水量制継続の場合の基本パターンと考えております。

パターン2は、現行と同様の「基本使用料 30%：従量使用料 70%」の構造で、基本料金制を導入し、年間使用料収入が 20%増加する改定となっております。こちらは、基本料金制導入の場合の基本パターンと考えております。

そしてパターン3・4は、パターン2同様、基本料金制を導入しておりますが、基本使用料と従量使用料の割合を現行とは異なる割合で設定したものです。パターン2を变形させて、少量排水者に配慮したものです。

パターン 12～14 については、パターン1の派生版となります。パターン1と同様、基本水量制を継続し、基本使用料と従量使用料の割合を現行とは異なる割合で設定したものです。パターン1の变形とお考えください。なかでも、パターン 13 は、基本使用料を含め、全水量区分をそのまま 20%改定したパターンとなりますので、単純な計算の改定パターンの資料としてご覧いただけるかと思えます。

パターン 21～24 は、パターン2の派生版となります。基本料金制を導入し、少量排水者を配慮しない場合を想定したものです。

まず、本日は、パターン1、2を軸に、基本水量制、基本料金制という二つの構造の違いを中心に、料金体系の方向性について、ご検討いただきご意見を頂戴できればと考えております。その中で、今後検討を深めていくパターンの条件が見えてくるのではないかと考えております。

資料の説明は以上です。

## 議長

ただいま、事務局から「公共下水道使用料の改定について」の説明がありました。この内容について、ご質問等があればお願いします。

## 委員

前回改定のシミュレーションについては、必要な範囲で受益者負担を求めながらも、なるべく負担感の少ないものを検討していきたいという結論となったが、その方向性とあまりかけ離れたものではない案となるとどの案がよい、などはあるか。

## 事務局

基本使用料というすべての方に負担いただく料金と、使用水量に応じて料金の異なる従量使用料の割合をどのように設定するか、というところが大きく関わっている。基本使用料の部分を低くすると、少量排水の方への配慮をすることができるが、その分、従量使用料で徴収する割合を高める必要があり、多量に排水する方の改定率が高くなりすぎる可能性がある。

少量排水者の方に配慮するとそれ以外の階層の方の負担が増すことになるが、例えば、大口の排水の改定率を上げて少量排水者への減額分を賄ってもらうような形にすることも考えられるが、現状、すでに使用料収入の17%を大口使用者が賄っているということを見ると、経営の観点からいえば、依存度が高くなることは、経営的には良いことではない。今回は、基本使用料と従量使用料の設定のバランスなども議論のポイントとなるのではないかと考えている。

## 委員

全体の改定率が20%ということ的前提に考えると、パターン13が全体にほぼ均等に20%程度の改定率をかけており、バランスがよいのではないかと感じるがいかがか。

## 事務局

パターン13は、先ほどの基本使用料と従量使用料の割合が、現状30%：70%の割合となっているが、それを33%：67%にし、基本使用料の割合を上げ、従量使用料の割合を下げることで、排水量の多い階層も20%程度の改定率にすることができているというパターンである。

過去の使用料改定では、少量排水者は平均改定率を下回る改定率になるように配慮し、排水量の多い階層は、平均改定率を上回る改定率にするという逡増度をつけていたが、パターン13は、そのような配慮を取り払ったパターンといえる。

## 委員

排水量の多い方に逡増度を高めるという考え方はどのような意味合いがあるのか。

## 事務局

逡増率をつけて階層を決めるという手法は、上水道料金でも行っていることだが、排水量が多い方が、施設にかかる負担も増すため、それを賄うために使用料の配分を高めるという考え方である。

## 委員

今回の提案の基本水量制と基本料金制のどちらを選択するかを検討する際に、どのようなことを考えればよいか。

## 事務局

基本水量制の場合、基本水量区分の中では、使用水量が0㎡の方も16㎡の方も同じ使用

料がかかる制度であり、基本水量区間の使用者に不公平が生じてしまう。基本水量制を継続する場合、この不公平を解消することはできない。

基本料金制の場合は、使用水量に関わらず、一定の金額を基本使用料として徴収し、すべての使用者に公平に負担をしてもらい、その上で、使用水量に応じた従量使用料を負担していただくという形になるため、使用水量の違いによる不公平を解消できるということが最大のメリットであると考えている。

また、現状の基本水量 16 $\text{m}^3$ という基準についても変化があった。県内の多くの自治体が、現状、基本水量 16 $\text{m}^3$ を使っているが、これは長らく県営水道の基本水量が 16 $\text{m}^3$ であったことが影響している。しかし、県営水道は大幅な料金制度の変更を行っており、すでに 16 $\text{m}^3$ と設定する根拠がなくなってしまっているということもあり、今回の検討の場で、これまで検討してこなかった基本料金制についても検討してみたい、ということで課題としてあげさせていただいた。

委員

なかなか判断の決め手となるものがない中で、どこにどれだけ負担をしてもらうか、ということはどう考えればよいか難しいと感じる。

事務局

基本の4つのパターンとして示した P33 などを見ていただくと、例えばパターン3は、基本料金を導入した上で、従量部分の設定を、現状の基本水量の最大水量 16 $\text{m}^3$ を使用した際に、現状と同等程度の料金になるような形で設定したもの。その場合、16 $\text{m}^3$ 未満の方は、不公平を解消することで、これまでよりも使用料が安くなるという状況を作っているパターンといえる。

委員

パターン3の場合、基本使用料に設定している金額は、P26 で示されている使用料対象経費として考えた際に設定すべき基本使用料の金額 4,537 円なのに対し、1,570 円で設定されているのは、長期的に経営を安定させるという観点からは、少し離れてしまうのではないかと、という懸念もあるかと思うので、4,500 円まではいかないまでも、そのあたりも念頭に置いた方がよいと思う。

委員

調定件数 61,000 件とは、どのような根拠か。

事務局

経営戦略の試算の中で、年数の経過により接続件数が微増していく数値を盛り込み、算出した数値である。

委員

使用料対象経費から算出して、基本使用料の割合を現行と同等の 30%程度としたものが、1,945 円だと思うが、やはりそこがひとつの目安になるように感じる。

事務局

基本使用料を 1,945 円に設定したものが、試算ではパターン2である。

事務局

今回、基本料金制の検討を出させていただいたのは、基本水量 16 $\text{m}^3$ の拠り所していた県営水道の基本水量が、すでに改定され、異なるものになっているという点と、基本料金制にすることで公平性を保つことができるという点、また、今後人口減少の状況が起きてきた際、

使用料検討を行う場合に、基本水量がなく、1㎡から料金設定ができるようにしておくことで、その時々状況に合わせたきめ細かな料金設定が検討できるということも考えられる。

今回、町としても1度改定の機会を見送った後の大きな改定を予定しているタイミングでもあり、使用者の方に理解をいただくためにも、きめ細かな料金体系を示すことも必要であるのではないかと、ということで、この機会に基本料金制についてもご検討いただきたいと考えた次第である。

検討いただくうえで、なかなか決め手に欠けるということはあると思うが、今回改定案を決定していただくということではなく、検討の材料としてお示ししたシミュレーション結果を見ながら、修正の箇所などのご意見をいただく機会になればと考えている。

委員

パターン1と2の派生形のパターンが多いが、それが検討の軸になるということか。

事務局

パターン2の派生形のパターン21～24については、基本料金制を導入した上で、これまでの料金体系で行ってきた、少量排水者への配慮という考え方ではない、料金体系を考えてみようという発想から作成したもの。3～4人世帯のような方たちの使用水量40～60㎡あたりに配慮した料金形態ができないか、ということを考えて。

パターン2及び派生形のパターンについては、基本料金制を導入しているパターンである。基本料金制を導入することで、現状ある不公平を解消できるということの利点と、先ほど話の出た、人口減少時代の使用料を検討する場合にも、基本料金が設定されていることで、使用料対象経費からの逆算によって改定検討ができるなど、課題の整理がしやすくなるのではないかと考えている。

そのような視点からも、基本料金制の導入ということを視野に検討していただきたい。

委員

P50のパターン23が一番公平とわかりやすいのではないかと感じる。何かデメリットはあるのか。

事務局

あるとすれば、基本使用料の部分がこれまでよりも安くなっているので、基本使用料と従量使用料の割合で見ると、若干従量使用料に頼るような料金形態といえる。しかし、基本料金制を導入することになるので、その際に、これまで基本水量の中に従量料金が入る形になり、基本水量の中でも特に少量排水量者に対して、これまでよりも安い料金を設定できるというメリットがあると思う。

委員

鎌倉市が基本料金制を導入という話が出ていたが、見ることはできるのか。

事務局

正確に申し上げると、鎌倉市は条例改正の議案が可決されたばかりで、詳しい情報が公開されていない状況である。ここで条例改正を行い、施行は来年度の年度途中を予定していると聞いている。次回の審議会の際に、情報を得次第共有させていただきたい。

委員

基本的に基本料金制に賛同している。今後、他の自治体の例を見たいと思う。

議長

それではここで、基本水量制を継続するか、基本料金制を導入するかという点について、

拳手をさせていただきたいと思います。

(拳手により採決)

議 長

満場一致で、基本料金制を導入することとなりました。次回以降の料金のシミュレーションについて、何か見てみたいシミュレーションがあればご意見をお願いしたい。

委 員

例えば、子育て世帯への負担を軽くすることを意識した料金などがあれば見てみたいと思う。4人や6人の世帯の負担を軽減できるような、U字カーブを描くような改定案があれば見てみたい。

事務局

なかなか、ターゲット層を水量区分で考えることが難しい部分がある。それぞれの世帯の水の使い方の違いによって、同じような子育て世帯であっても、使用水量には開きがあるため、どの水量区分で考えることが困難な部分がある。また、例えば一般的に4人暮らし程度の家庭の使用水量と思われる40～60 m<sup>3</sup>あたりの水量区分の負担を軽くする料金形態を考えると、使用料の計算方法の性質上、40～60 m<sup>3</sup>のようになると思われるが、料金形態の算出方法の性質上、その階層のみ改定率を下げるだけでは負担率は下がらず、それより少量の区分についても単価を下げる必要があるため、パターン22のようになり、結果的に80 m<sup>3</sup>以上の区分の改定率が非常に高いものになるという影響がでてしまうこととなる。

委 員

どこの階層に累進度を設定するかというのは、注意して考える点だと思っている。どこかの階層を配慮すると、その他の階層にしわ寄せがいくことになる。どこかに過度にしわ寄せがいくことによって、排水量の多寡による料金の上下が出すぎてしまうと、経営の不安定化を招くことになるので、そのような分配の仕方は避けなければならないと思う。

議 長

他にはよろしいでしょうか。それでは、事務局は、今回皆さんから出された意見を反映するような料金パターンを作成いただき、次回の審議会で最終的な料金表を決定していけるように準備をお願いします。

続いて議題2「大磯町公共下水道事業経営戦略の策定について」に入りたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。

事務局

それでは、資料2「大磯町公共下水道事業経営戦略に対する提出意見への回答」をご覧ください。委員の皆様は経営戦略(案)について、事前に意見の募集をさせていただきました。その際にお寄せいただいたご意見の中で、経営戦略に反映すべきものを修正し、「大磯町公共下水道事業経営戦略(改訂版)」として策定の運びとなりました。

本日は、委員の皆様から頂戴した意見に対するフィードバックとして、資料にお示ししております。

ご意見を読み上げます。

P33の「1か月20 m<sup>3</sup>当たり家庭料金について」のご意見です。

総務省による使用料水準3,000円/20 m<sup>3</sup>・月について、条例上の使用料と実質的な使用料で比較しています。

条例上の使用料は、総務省基準より500円以上乖離していますが、実質的な使用料だと50円程度であり、令和3年度は上回っている状況です。総務省基準と比較するのがより妥当なのはどちらなのでしょう。妥当なのが条例上の使用料ということであれば、直接的な

比較は条例上のみにして、さらに実質的な使用料においても、というような構成にしたほうが、現状の理解がより得られやすいのではないかと感じました。

条例上と実質的の差は、逓増制の料金体系によるものだと思います。それぞれ算出方法の記載はありますが、差の説明がないと、なかなか分かりづらいのではないかと思います。

このご意見に対しての回答です。

総務省基準における使用料単価の考え方は、「使用料収入を年間有収水量で除したもの」であり、総務省基準との比較は本来「実質的な使用料」になります。本町では基本使用料と従量使用料の逓増制を採用していることから、1 か月 20 m<sup>3</sup>を超える使用者が多いほど条例上の使用料と実質的な使用料の差が大きくなります。

このような文章を 33 ページの【本町の状況】に追記し、条例上の使用料と実質的な使用料の両方を記載する形として修正いたしました。

続いて、ご意見の 2 です。

P38～65 の「人口減少社会を踏まえた汚水処理方法と沿岸環境について」のご意見です。

人口減少社会を踏まえ、未整備区域についても従来どおり下水道整備を進める方針なのか、それとも合併処理浄化槽など他の汚水処理方式との費用対効果の比較が行われているのか、現時点での考え方を確認したい。

また、大磯町は磯と砂浜が共存する相模湾沿岸の地域であることから、流域の下水道整備と海への栄養塩の変化など沿岸環境との関係について、可能な範囲で何か整理があれば示していただきたい。

これに対する回答です。

人口減少は、下水道事業において非常に重要な問題です。人口減少による有収水量の減少は、使用料収入の減額に直結する問題であり、全国的に見ると整備計画を縮小する自治体が出始めています。

本町の整備計画については、令和 8 年度の整備によって污水管整備の概成（概ねの完成）を迎える予定で、現在のような大規模な污水管整備工事は完了の目途が立っている状況です。今後は、市街地などの中に点在する私道等の未整備地域の整備を行う予定です。

ご意見いただいた、費用対効果を鑑みた計画区域の決定については、過去にすでに全体計画区域の縮小を行うとともに、計画区域外の地域については、合併浄化槽への転換を図ることとしており、現在の計画区域内に点在する未整備箇所について、順次整備を進める考え方としています。今後も定期的な経営戦略改訂の継続や、ストックマネジメント計画の活用により、適切な維持管理や事業経営を進めてまいります。

また、流域下水道事業と沿岸環境との関係などについては、相模川流域の下水道処理場で、直接海域に放流しているのは、左岸処理場区の柳島水再生センターです。

そのため、本町としては具体的な情報の整理は行っておりませんが、県では、「相模川流域下水道処理場処理水海域放流影響調査」を行っているとのことで、定期的に調査や検討委員会を実施しております。今後も、本町は流域関連市町として、情報収集に努めてまいります。このような回答をさせていただいております。

こちらのご意見は、今回の経営戦略に直接記載する内容ではないと考え、追記等はしておりませんが、現状の町の考え方などの回答をさせていただいております。

また、後段の流域下水道事業と沿岸環境の関係などについて、町ではあまり情報を持っておらず、神奈川県下水道公社選出の委員から補足いただけますでしょうか。

## 委員

相模川流域下水道は、右岸と左岸の処理場があり、左岸処理場の柳島水再生センターからは直接、海への放流が行われています。大磯町の汚水は右岸処理場の四之宮水再生センターで処理を行い、相模川へ放流している状態であり、町の汚水は直接の海への放流はありません。

県で行っているのは、左岸の柳島水再生センターからの放流水について調査を実施しており、処理水が漁業へのどのような影響を与えるか、というような調査となります。20 年

ほど調査を行っていますが、黒潮など、処理水だけではない、その他の要因によるものもあり、結果の成果としてどのように見るか、というのは難しい部分があります。

神奈川県下水道公社のホームページでは、放流水の状況などを公表もしているため、一般の方でも確認いただけます。

海岸への影響という部分では、難しい部分がいろいろとあり、最近では下水道の処理水がきれいすぎる「非栄養化」、ということも全国的に言われており、今後の検討課題とされているような状況です。

議 長

ありがとうございました。そのほか何かありますでしょうか。  
ないようですので、「その他」について、事務局いかがですか。

事務局

次回、審議会の日程についてですが、お手元の日程調整表について、ご記入いただきご提出をお願いいたします。とりまとめを行いまして、後日、開催通知をお送いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長

その他、何かございますか。  
特にないようでしたら、本日の議事はすべて終了いたしました。これで議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

大田会長、委員の皆様、ありがとうございました。  
それでは、これもちまして「第73回大磯町下水道運営審議会」を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。